

第20回 Jークレジット制度運営委員会 議事概要

Jークレジット制度運営委員会事務局

日 時：令和2年2月20日（木）14：00－16：00

場 所：経済産業省 別館3階 312会議室

委 員：山地委員長、二宮副委員長、大塚委員、谷川委員、石井委員（湊元委員代理）、橋本委員、
前田委員、松橋委員、丸山委員

事務局：環境省 : 井上室長

経済産業省：梶川室長、小西課長補佐

農林水産省：古藤課長補佐、寺井係長

林野庁 : 河野課長補佐、笠井専門官

みずほ情報総研（株）：高浜チーフコンサルタント

【審議事項】

1. 1 認証対象期間の延長についての審議

- ・8年間の認証対象期間が経過した時点でベースラインを再設定し、引き続き排出削減が見込まれるプロジェクトに関しては認証対象期間の延長を認めることについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された実施要綱及び実施規程の改定を承認した。

1. 2 プロジェクト登録基準の追加についての審議

- ・プロジェクト実施後の設備が使用する燃料種及び設備の効率に関するプロジェクト登録基準を追加することについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された方法論策定規程の改定を承認した。

1. 3 方法論の廃止についての審議

- ・方法論で定められた削減活動全体が法令等により義務付けられた場合、当該方法論を速やかに廃止するための手続きに関する規定を策定することについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された実施要綱及び方法論策定規程の改定を承認した。

1. 4 審査の円滑化に関する方策についての審議

- ・審査機関が新規でIS014065認定を取得する場合や、IS014065認定の認定分野の拡大に備えて、審査機関の暫定登録要件を改定することについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された実施要綱及び実施規程の改定を承認した。

1. 5 森林のバッファ一口座処理方法についての審議

- ・森林管理プロジェクトに係る特別措置において、自然攪乱や病虫獣害対策主伐に係る個別プロジェクトからの報告を受けてバッファ無効化を行う規定を明記すると共に、自然攪乱等

の場合や、やむを得ない土地転用の場合の無効化量の算定ルールを改定して整理することについて事務局より説明した。審議の結果、提案された実施要綱及び実施規程の改定を承認した。

1. 6 追加性評価時に収集するデータの緩和についての審議

- ・追加性評価時に、プロジェクト実施前の燃料・電力の単価として燃料・電力の供給会社のホームページ等で公表されている価格の使用も認めるよう改定することについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された実施規程の改定を承認した。

2. 1 LNG 燃料船・電動式船舶の導入方法論の改定についての審議

- ・電動式船舶の導入方法論において、LNG 燃料船を方法論の対象に追加すると共に、新設の場合のベースラインの考え方を設定するよう方法論を改定することについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された方法論の改定を承認した。

2. 2 コージェネレーションの導入方法論の改定についての審議

- ・コージェネレーションの導入方法論において、家庭が固体酸化物形燃料電池を導入する場合における熱の廃棄率のデフォルト値を設定することについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された方法論の改定を承認した。

2. 3 太陽光発電設備の導入方法論（卒 FIT 電源等の認証対象化、蓄電池充放電効率のデフォルト値化）の改定についての審議

- ・太陽光発電設備の導入方法論において、設置済みの太陽光発電設備に追加的な設備投資を行う場合は認証対象とできるよう方法論を改定することについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された実施規程及び方法論の改定を承認した。
- ・太陽光発電設備の導入方法論において、蓄電池の充放電効率のデフォルト方法論を設定することについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された方法論の改定を承認した。

3 地域版 J-クレジット制度の更新についての審議

- ・地域版 J-クレジット制度の更新について事務局より説明した。審議の結果、地域版 J-クレジット制度の更新を承認した。

4 追加性の評価の省略（ポジティブリストの見直し）についての審議

- ・既存のポジティブリストの見直しについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された既存のポジティブリストの更新について承認した。

【報告事項】

5. 1 バイオマスの持続性要件についての報告

- ・バイオマスの持続性要件について、FIT 制度と同じ考え方を取り込むよう検討中であること

を、事務局より説明した。

5. 2 家畜排せつ物管理方法の変更方法論についての報告

- ・家畜排せつ物管理方法の変更方法論について、個別のプロジェクトの実態を踏まえ、デフォルト値を用いない算定方法が考えられないか検討中であることを、事務局より説明した。

5. 3 バイオ炭方法論についての報告

- ・令和元年度温室効果ガス排出量算定方法検討会（第1回）において、バイオ炭が日本国温室効果ガスインベントリに計上されることが報告されたことを受け、J-クレジット制度においても、バイオ炭の農地施用に伴う炭素貯留効果を評価できるよう、方法論の策定を検討中であることを、事務局より説明した。

6. J-クレジット制度の最新の動向

- ・J-クレジット制度の最新の動向について、事務局より説明した。

【委員の発言及び質疑】

1. 1 認証対象期間の延長についての審議

特段のご意見・ご質問なし

1. 2 プロジェクト登録基準の追加についての審議

(二宮副委員長)

- ・(ベースラインの見直し案 a: 現行通り、b: 登録基準に合わせて厳格化について) 委員会の総意として見直し案 a を選択することは認めるが、個人的には依然として見直し案 b が適切ではないかと考えている。ベースライン排出量として見直し案 a の水準を認めることは、その水準の排出を制度として認めることを意味するのではないかと。また、クレジット量が減少するとの懸念についてはより低排出な設備を導入することで対応することが可能ではないかと考えている。
- ・見直し案 a を選択することは、低排出とはいえ排出のある燃料を用いる設備を制度として許容することを意味するが、そのことと 2050 年 80%削減の長期目標の整合についてどのように考えているかお示しいただきたい。

(松橋委員)

- ・見直し案 b にある厳格化した基準を引くことは、本委員会の議論からやや外れるが、現在欧州で進んでいるタクソミーの議論を想起させる。グリーンな活動とそうでないものを二分して考えるタクソミーの考え方において「環境的にサステナブルな活動」と認められる為の基準は発電部門(ライフサイクル)で 100g-CO₂e/kWh、自動車部門で 0g-CO₂e/人・km と極端な閾値が設けられている一方、これらの基準に技術的な裏付けがない。技術的な裏付けがないベースラインを設定することは、本制度の主旨の 1 つである小さいプロジェクトを集めて大きな削減に繋げてきたことを無にしてしまう。
- ・これらを踏まえ、当面は見直し案 a を選択し、ベースラインを設定するに足る技術的裏付けが取れた時点で、ベースラインの水準について改めて議論してはどうか。

(谷川委員)

- ・ベースラインの引き方について松橋委員と同じ問題意識を持っている。設定の考え方によっては制度の普及の妨げとなってしまう恐れもあるので、細心の注意を払っていただきたい。
- ・燃料種について、エネルギー政策においては特定の燃料種を排除する訳ではなくそれぞれに果たすべき役割を持たせていると考えるが、J-クレジット制度としては今後 LNG しか認めないということになるのか。燃料種によってクレジット創出量が異なるのでそこで差別化できるのではないかと。
- ・方法論毎の基準設定について、木質バイオマス方法論は他の再エネ方法論と異なり、どこから原料を持ってくるかによって、ライフサイクルの排出量が大きく変わることが予想されるが、そちらについては制度としてどのように整理されているか。

(大塚委員)

- ・登録基準の考え方とベースラインの考え方が異なるのは制度として複雑ではないか。また、（見直し案 b のような厳格な）ベースラインの設定にかかる技術的裏付けが現時点ではないこと及び、脱炭素社会への移行にかかるトランジションの技術の取り扱いの観点から、ベースラインの設定に係る技術的裏付けが取れた時点で見直し案 b に移行するという松橋委員のご意見に賛成する。

(事務局)

- ・今回の登録基準追加に係る議論の問題意識の根底にあるのはわかりやすい例を挙げると A 重油ボイラーからやや効率の良い A 重油ボイラーへの更新のようなプロジェクトを制度として認めてよいのかということからスタートしている。長期的な脱炭素社会の実現に向けては天然ガスのメタネーション等も実証しているところだが、それまでの移行期の行動として先の例に則ると、まずは古いボイラーから低排出なガスボイラーへの更新のような活動も重要だと考えており、それに対するインセンティブを確保することが重要だと考えている。仮に今回の改定が承認されたとしてもご指摘を踏まえて適切なベースラインの見直しを継続的に実施することが重要だと考えている。
- ・木質バイオマス由来の燃料を使用する場合、燃料の輸送・加工に係る排出を付随的排出量として計上することを課しているため、ライフサイクルの観点に立った削減量算定が実施できていると考えている。なお、木質バイオマス燃料に関する温室効果ガス排出以外も含めた持続性の観点の検討内容については議題 5-1 で報告する。

1. 3 方法論の廃止についての審議

特段のご意見・ご質問なし

1. 4 審査の円滑化に関する方策についての審議

(二宮副委員長)

- ・今回の改定で暫定登録される審査機関について、妥当性確認・検証に必要な最低限の力量は暫定登録時点で備えているとの理解で問題ないか。

(事務局)

- ・暫定登録時点で、JAB による事務所審査及び事業所審査までは完了しているため必要な力量は担保されると考えられる。また、暫定登録された審査機関の審査には JAB も立会うことから審査の質は担保されると考えられる。

1. 5 森林のバッファ一口座処理方法についての審議

(丸山委員)

- ・近年、気候変動の影響によりこれまで生息していなかったような虫の生息域が北の方に移動することや、気象現象が激甚化にすることより森林災害が発生するリスクは高まると考えられる。今回バッファ管理口座からの無効化の考え方が整理されたことは有難く、このよう

にリスクが高まっている中でも、森林を吸収源として活用するプロジェクトが進んでいくことは望ましいと考える。

1. 6 追加性評価時に収集するデータの緩和についての審議

特段のご意見・ご質問なし

2. 1 LNG 燃料船・電動式船舶の導入方法論の改定についての審議

(二宮副委員長)

- ・ EEDI 規制の水準は外航船については義務化されている水準であるとのことだが、その水準を内航船のベースラインとして設定することの妥当性について問題はないか。

(事務局)

- ・ 事業者にはヒアリングなどを行ったが、内航船については CO2 排出に関する規制がないため、古い船舶を長く使い続けるのが一般的で、設備更新が進まないことが課題であり、成り行きでは排出削減が進まない状況であると伺っている。

(大塚委員)

- ・ IMO が定める EEDI 規制と国内法の関係はどのようになっているのか。

(事務局)

- ・ 日本法との関係について詳細は把握していないが、EEDI 規制は条約として導入されているものであるため、日本も遵守しなければならないものである。

[事後追記]

- ・ EEDI 規制は、海洋汚染防止条約 (MARPOL 条約) の一部であり、国内法である海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律を改正し、国内法令対応が実施されている。

(山地委員長)

- ・ 規制と異なりベースラインは値を 1 つに決定しなければならないので、～以上という表現は曖昧さが残るのではないか。

(事務局)

- ・ ご指摘の点修正させていただく。

2. 2 コージェネレーションの導入方法論の改定についての審議

(松橋委員)

- ・ 今回は SOFC を余剰売電モード (定格) で動かした場合の熱の廃棄率を試算したとのことだが、負荷追従で運転した場合についても試算は可能か。

(事務局)

- ・今後 SOFC を負荷追従で稼働させるプロジェクトが出現した際に検討させていただく。

〔事後追記〕

- ・シミュレーションの前提については、過去の実績からコジェネの平均の出力(自家消費電力量相当)を算出し、その発電量を定格で運転する計算を行っている。そのため、生成熱量から発電電力量に占める売電量の比率を控除したものに対して熱の廃棄率を掛けることになる。

2. 3 太陽光発電設備の導入方法論（卒 FIT 電源等の認証対象化、蓄電池充放電効率のデフォルト値化）の改定についての審議

（二宮副委員長）

- ・卒 FIT 電源等による余剰電力の自家消費拡大について当面は要件を設けないことで賛成であるが、今後、EV や蓄電池を分散型電源として活用する改めて新たな動き（例えば EV や蓄電池をアグリゲートし、ヴァーチャルパワープラントの一部として利用し需給調整市場で販売する等）が出てきた場合には、改めてご検討いただきたい。

（松橋委員）

- ・エコキュート（省エネ分）についてポジティブリストに入れない今回の事務局案に異論はないが、個別の案件等において投資回収年数を計算する際には、電気料金の想定について注意深く取り扱っていただきたい。今回の想定では一律の電気料金を仮定しているが、例えばオール電化の家庭の場合には昼と夜の電気料金が全く異なっていることもあるように、複雑な電気料金の体系の下では想定によって投資回収年数が大きく異なることは往々にしてあり得る。

（山地委員長）

- ・今後電気料金にダイナミックプライシングが行われる可能性があり、その場合投資回収年数を試算するのが難しくなることが考えられるが、その際には松橋委員からの指摘にもあった電気料金の仮定の妥当性について注意いただきたい。

（事務局）

- ・まず、追加的な設備投資を実施した場合 EV、エコキュートについては再エネクレジット・省エネクレジット双方が創出できる。エコキュートについては再エネクレジット分についてはポジティブリスト化されているが省エネクレジットの創出まで希望する場合は個別の追加性評価が必要となるというのが今回の検討結果である。今ご指摘いただいた点を踏まえ、今後ポジティブリストについて検討する際に過度に保守的な仮定となっていないか確認したい。

（二宮副委員長）

- ・「過度に保守的」の意味するところについて具体的にお伺いしたい。

（事務局）

- ・山地委員長、松橋委員からご指摘いただいたように実態は安価な夜間電力などを用いている

が試算では電気代の平均値を用いている。今後ポジティブリストについて検討する際に電気代の想定価格が実態と乖離しすぎていないか慎重に検討したいという意味である。

3 地域版J-クレジット制度の更新についての審議

特段のご意見・ご質問なし

4 追加性の評価の省略（ポジティブリストの見直し）についての審議

特段のご意見・ご質問なし

【報告事項】

5. 1 バイオマスの持続性要件についての報告

(二宮副委員長)

- ・本検討事項が審議を経て制度文書に反映されるのはいつ頃の予定か。

(事務局)

- ・FIT 制度側での取りまとめが今年度 2 月を予定されているため、J-クレジット制度としては次回運営委員会において本件を審議したいと考えている。

5. 2 家畜排せつ物管理方法の変更方法論についての報告

特段のご意見・ご質問なし

5. 3 バイオ炭方法論についての報告

特段のご意見・ご質問なし

6. J-クレジット制度の最新の動向

(大塚)

- ・認証量・認証見込み量が堅調に推移する一方、無効化・償却量は減少する状況が続いているがこちらについてどのように考えているか。

(事務局)

- ・例年 3 月にまとまった量の無効化があるため、年度末まで集計すれば昨年の無効化量に近づくのではないかと推測している。また、別途J-クレジットの活用事業を立ち上げ、活用用途の拡大、ベストプラクティスの共有などに努めている。

(二宮副委員長)

- ・入札結果を見ると、再エネクレジットの需要が大きく販売価格も高くなっているが、これは RE100 参加企業の利用などにより再エネクレジットの方が需要が大きくなっていることが原因か。

- ・ 入札結果の点線部分は何を意味しているか

(事務局)

- ・ まずグラフの見方について、例えば第 8 回の図は、入札販売で 20 万 t-CO₂ 分のクレジットを販売したのに対して 59.2 万 t-CO₂ の応札があったことを示しており、点線部の 39.2 万 t-CO₂ は購入できなかった参加者の札の量を示している。
- ・ 価格差について、再エネクレジットは RE100 や GDP 報告、SBT 等に利用できるため、省エネクレジットと比較して相対的に高値がついていると考えている。また、参考までにクレジットの MWh に関する情報の証跡を事務局から発効したクレジットの分量を資料 P. 144 の左下に示している。

(橋本委員)

- ・ 1 回の入札販売あたりの販売量はどのように決定されるのか。

(事務局)

- ・ 入札で販売されるクレジットは経済産業省の補助金事業由来のクレジットであり、販売量は経済産業省からの指示により決定される。

以上
文責：事務局